

【免責事項】

本テンプレートは、代理店ドットコム（運営：株式会社プライスレス）が一般的な参考ひな形として無償で提供するものであり、弁護士監修を受けたものではありません。実際の契約締結に際しては、必ず弁護士・行政書士等の専門家による個別のリーガルチェックを受けてください。本テンプレートを使用したことにより生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いません。

販売代理店契約書

株式会社●●●●●●●●（以下「甲」という。）と株式会社●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が取り扱う商品又はサービス（以下「本商品等」という。）の販売に関し、以下のとおり販売代理店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、本商品等の販売の代理に関する権限を付与し、乙が甲の代理人として本商品等の販売活動を行うための基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本商品等」とは、別紙1に定める商品又はサービスをいう。
- (2) 「販売地域」とは、別紙2に定める地理的範囲をいう。
- (3) 「顧客」とは、本商品等の購入又は利用を希望する個人又は法人をいう。
- (4) 「代理販売活動」とは、乙が甲の代理人として顧客に対して行う本商品等の説明・勧誘・申込受付その他販売に関する一切の行為をいう。

第3条（代理権の付与）

甲は、乙に対し、本契約期間中、販売地域において、本商品等の代理販売活動を行うための代理権を付与する。

前項の代理権は、別紙3に定める範囲内で行使できるものとし、当該範囲を超える行為（本商品等の価格変更、契約条件の変更、債権の回収等）については、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

本契約は乙に対し独占的代理権を付与するものではない。ただし、甲乙別途書面で合意した場合はこの限りでない。

第4条（販売活動の方法）

乙は、甲が定める商品説明資料・販売マニュアル・ブランドガイドラインに従って代理販売活動を行うものとする。

乙は、虚偽・誇大な表示・表現・勧誘その他法令又は社会通念に反する行為を行ってはならない。

乙は、本商品等及び甲の信用を毀損する一切の行為を行ってはならない。

第5条（手数料）

甲は、乙が代理販売活動の結果として甲と顧客の間に売買契約が成立し、かつ甲が当該顧客から代金を回収した本商品等について、乙に対し別紙4に定める基準により算定した代理販売手数料（以下「本手数料」という。）を支払う。

本手数料は、毎月末日に締め、翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

本手数料には消費税及び地方消費税相当額を別途加算する。

顧客が本商品等の購入を取消し又は解除した場合、若しくは代金が回収不能となった場合は、当該取引に係る本手数料は発生せず、既に支払った場合は乙は甲に対しこれを返還する。

第6条（報告義務）

乙は、毎月の代理販売活動の状況を、翌月10日までに甲所定の書式により甲に報告する。

甲は、必要があると認めるときは、乙に対し代理販売活動に関する追加の報告又は資料の提出を求めることができる。

第7条（競合品の取扱い）

乙は、本契約期間中、甲の事前の書面による承諾なく、本商品等と競合する他の商品又はサービス（以下「競合品」という。）の販売・販売代理・販売仲介を行ってはならない。

前項の競合品の範囲は、別紙5に定める。

本条の規定は、独占禁止法その他関連法令に違反しない範囲で適用するものとし、甲乙別途協議の上、その範囲を見直すことができる。

第8条（契約期間）

本契約の有効期間は、●●●●年●月●日から●●●●年●月●日までの1年間とする。

前項の期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は同一条件にてさらに1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第9条（中途解除）

甲又は乙は、相手方に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を中途解除することができる。

甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約の各条項に違反し、相当の期間を定めた是正催告にもかかわらず、当該期間内には正されないとき。
- (2) 差押え・仮差押え・仮処分・滞納処分その他公権力の処分を受け、又は破産・民事再生・会社更生・特別清算の手續開始の申立てをし若しくは申立てを受けたとき。
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。

- (4) 解散・事業の全部若しくは重要な一部の譲渡・合併等により事業継続が困難となったとき。
- (5) 監督官庁から業務停止又は事業免許取消しの処分を受けたとき。

第 10 条 （損害賠償）

甲又は乙は、本契約の履行に関し相手方に損害を与えた場合、相手方に対し当該損害を賠償する。

前項の賠償額は、特別の事情に基づく損害を含め、直近 12 ヶ月間に乙に支払われた本手数料の総額を上限とする。ただし、故意又は重過失による場合はこの限りでない。

第 11 条 （秘密保持）

甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から開示を受けた一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

前項の秘密情報には、顧客情報・営業ノウハウ・商品の仕様・価格情報・販売戦略その他相手方の事業に関する一切の情報を含む。

本条の義務は、本契約終了後も 3 年間有効に存続する。

第 12 条 （契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は次の各号に従って速やかに必要な措置を講じる。

- (1) 甲から提供を受けた商品見本・販売資料・販促物その他一切の物品を甲に返還し、又は甲の指示により破棄すること。
- (2) 本商品等の代理店であることを表示する一切の行為を停止すること。
- (3) 本契約期間中に取得した顧客情報を甲に引き渡し、自らは保有しないこと。
- (4) 甲及び本商品等の信用を毀損する行為を一切行わないこと。

本契約終了の日までに成立した取引に係る本手数料については、本契約終了後も第 5 条の規定に従って支払う。

第 13 条 （反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自ら又はその役員・従業員・取引先等が、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約する。

甲又は乙は、相手方が前項に違反した場合、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。この場合、相手方は解除により被った損害について一切の請求を行わない。

第 14 条 （準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法を準拠法とする。

本契約に関し甲乙間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条 （協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住所：
名称：
代表者： 印

乙 住所：
名称：
代表者： 印